

業務及び財産の状況等に関する報告書

[預金保険法第 80 条に基づく報告書]

平成 14 年 5 月 14 日

石川たばこ信用組合

金融整理管財人

西 徹夫

若林 幸治

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	5
III 事業譲渡等の見込みについて	6
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成14年1月25日、預金保険法第74条第1項に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

同命令に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき、調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成14年1月25日に金融整理管財人に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和31年7月15日、石川県内一円を事業区域とし、たばこ小売販売業者を主要組合員とするたばこ事業に携る小規模事業者の健全な発展と個人生活の改善向上を目的とする業域信用組合として設立されました。店舗は金沢市に本店、その他支店・出張所3店舗（加賀地区1店舗、能登地区2店舗）で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを中小零細の小売業者あるいは個人に融資する等小口多数取引を旨とする経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

たばこ小売販売業者の経済基盤づくりを主目的として設立された当組合は、石川県下7たばこ販売協同組合（加賀・小松・金沢・羽咋・七尾・輪島・珠洲）との協力関係のもと、地道な営業を続けてきました。

しかしながら、小売業界の流通革新の波のなかで、たばこ販売のみによる経営はかなり以前から成り立たなくなっており、組合員の高齢化と相俟って、組合の経営環境は厳しくなって参りました。

とくに、貸出金が極めて低調で、内容の劣化と残高減少に見舞われ、調達した資金の大半を有価証券で運用せざるを得ない状況でありました。

資金運用収入に有価証券利息・配当金の占める割合が次第に高まってきましたが、低金利が続くなかで有価証券利息・配当金の安定確保を意図したため、株式、外国債などリスクの高い投資が増加してきたところ、昨年後半に至ってこれらの投資資産評価額が急激に下落し、平成13年12月末で自己査定を行ったところ138百万円の債務超過に陥っていることが判明しました。

こうした状況下で、当時の理事長が病気のため退任（平成14年1月12日退任、平成14年2月14日死去）という不運もあり、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに

至りました。

(3) 破綻に至った要因

①経営規模の問題

経営規模が小さく、金融機関として最小限保持すべきである貸出金の審査、事務管理、内部検査などの機能が殆んど有効に作動しておりませんでした。

加えて、取引対象先が県内に散在するたばこ小売販売業者中心のため、低効率経営を余儀なくされ、資金調達原価率が高く、競争条件が不利でありました。

②収支構造の問題

資金コストが高いため運用利率も高目に設定せざるを得ず、高金利を嫌っての他行シフトもあって近年貸出金は大巾に減少し、収入源を有価証券利息・配当金に頼らざるを得ない状態で推移してきました。

有価証券投資も利息・配当金の収入確保が前提とされたため、利回りが高い分リスクも高いものが増え、平成13年後半の株式市況の低落、一部外国債券の価格急落の影響を蒙り、一時自己資本比率20%を誇っていた当組合が一挙に債務超過に転落したもので収益構造は脆弱であったと看ざるを得ません。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

平成13年3月期決算の当組合単体自己資本比率は18.62%(全国平均7.90%)と高率であり有価証券の時価との差額も△91百万円に止っていました。

ところが、平成13年9月株式市況が急落、9月中間期末の有価証券の時価との差額は△461百万円に拡大、経営陣は150百万円の増資による自己資本の回復を計画いたしました。

その後、平成13年12月下旬当時の理事長が体調不良で入院し重責に耐えかねると辞意を表明、平成14年1月12日開催の理事会で辞意受入已むなしとされました。(元理事長は平成14年2月14日死去) 加えて、一部外国債券の価格暴落に見舞われ、有価証券の含み損が701百万円に及ぶことが報告されました。

(2) 自己資本回復の断念

前述の状況から、新体制の経営陣において自己査定の見直しを行ったところ、平成13年12月末現在で138百万円の債務超過に陥っていることが判明しました。

当組合の出資金総額は34百万円という規模であり、短時間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることは極めて困難であります。また平成13年3月期の当期利益は26百万円でありましたが、収益の大半を有価証券利息・配当金に依存する当組合の収支構造から、昨年度水準の利益確保にも危惧が持たれ、債務超過を解消するには相当の長期間を要すると見込まれ、自力再建を断念するに至りました。

この様な状況を踏まえ、信認を回復することは著しく困難であり、組合財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成14年1月25日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたりました。

Ⅱ 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、中小零細のたばこ販売小売業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移>店舗数：4店

(単位百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (H13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金 残高	1,901	100.0	1,665	100.0	1,468	100.0	1,275	100.0	42,928	100.0
うち中小企業	1,657	87.2	1,378	82.8	1,175	80.0	1,019	79.9	29,060	67.7
うち個人	244	12.8	287	17.2	293	20.0	256	20.1	13,325	31.0
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：4店

(単位百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (H13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	4,232	100.0	4,162	100.0	4,237	100.0	4,437	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	3,920	92.6	3,796	91.2	3,835	90.5	4,053	91.3	52,368	79.7
うち法人預金	312	7.4	365	8.8	401	9.5	384	8.7	11,118	16.9
うち公金預金	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0	2,246	3.4

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、外国証券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	2,361	2,489	2,797	△ 91
国債・地方債	421	178	178	9
社債	490	367	197	52
株式	0	169	596	△ 212
その他	1,450	1,775	1,826	60
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産の状況は以下のとおりです。

事業用不動産

本店土地建物のみ自己所有で支店・出張所はいずれも貸借物件で営業しています。

所有不動産

該当ありません。

<固定資産の状況>

(単位百万円)

	土 地				建 物				含み損 益合計
	件 数	簿価	評価額 (不動産鑑定)	含み損益	件 数	簿価	評価額 (不動産鑑定)	含み損益	
事業用 不動産	1	73	56	△ 17	1	11	△ 10	△ 21	△ 38
所 有 不動産	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

	平成12年3月末		平成13年3月末	
	貸出金 残高	貸出金に 占める割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合
破綻先 債権	115	7.8%	88	6.9%
延滞 債権	76	5.2%	33	2.6%
3ヵ月以上 延滞債権	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	67	4.6%	68	5.3%
合計	258	17.6%	189	14.8%

(単位：百万円、%)

業界平均(H13年3月末)	
貸出金 残高	貸出金に 占める割合
1,163	2.31%
4,402	8.77%
195	0.38%
2,239	4.46%
7,999	15.94%

<金融再生法の開示債権>

	平成12年3月末		平成13年3月末	
	債権 残高	債権の 占める割合	債権 残高	債権の 占める割合
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	191	13.0%	121	9.5%
危険債権	—	—	—	—
要管理債権	67	4.6%	68	5.3%
正常債権	1,212	82.4%	1,086	85.2%
合計	1,470	100.0%	1,275	100.0%

(単位：百万円、%)

業界平均(H13年3月末)	
債権 残高	債権の 占める割合
3,310	6.24%
2,509	4.73%
2,382	4.49%
44,816	84.54%
53,017	100.00%

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、株式会社北國銀行と平成14年2月5日に、事業譲渡に関する基本合意書を締結、さらに平成14年2月25日に事業譲渡契約書を締結いたしました。今後は早期に事業譲渡を実現することにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化を防止するよう努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、地域経済及び善意かつ健全な中小企業零細者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、要請を行ってきたところ、株式会社北國銀行との間で平成14年2月5日に事業譲渡に関する基本合意書を、さらに平成14年2月25日に事業譲渡契約書を締結するに至りました。

さらに、平成14年3月20日に事業譲渡日を平成14年7月22日と定める覚書に調印いたしました。引続き、円滑に事業譲渡ができるよう努力してまいります。